

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月8日

【会社名】 株式会社バルクホールディングス

【英訳名】 VLC HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大竹雅治

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号

【電話番号】 03-5649-2500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 五十嵐雅人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号

【電話番号】 03-5649-2500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 五十嵐雅人

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年3月8日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社マーケティング・システム・サービス（以下「MSS社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社マーケティング・システム・サービス
本店の所在地	東京都千代田区一番町4番地4
代表者の氏名	代表取締役社長 青木 慎博
資本金の額	10百万円（平成24年9月30日）
純資産の額	101百万円（平成24年9月30日）
総資産の額	127百万円（平成24年9月30日）
事業の内容	販売促進代理業、広告代理業、印刷及び出版業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
売上高（百万円）	458	455	418
営業利益（百万円）	38	35	16
経常利益（百万円）	19	36	18
当期純利益（百万円）	14	23	13

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年12月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社マッハ・システムズ	100％

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社グループは「価値創造（Value-Create）」という経営理念を掲げ、純粹持株会社である当社、連結事業子会社3社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、マーケティングリサーチ事業（インターネットを主とした様々なマーケティングリサーチ及び調査結果の分析を活用した事業戦略支援）、コンサルティング事業（プライバシーマーク取得、ISO27001取得等の情報セキュリティコンサ

ルティング)、情報デジタルサービス事業(同義語辞書開発等のデータベース構築及び図書館支援)、IT事業(ビジネスアプリ等のシステム企画・開発、保守・運用サポート及びオリジナルASPサービス)の4事業を展開するとともに、既存事業との間でのシナジー効果が中期的に見込まれる事業領域への取り組みを行うことで、事業拡大及び企業価値の最大化を実現していくことを目指しております。

一方、MSS社は、食品に関連した流通業界、メーカー、物流会社への商品販売促進代理(セールスプロモーション)業を手掛けており、各種セールス企画、キャンペーン企画及びその事務局運営、イベント企画、店頭配布用フリーペーパーの立案作成、ノベルティなどのデザイン制作など幅広い業務領域を展開しております。また、最近では、スマートフォンユーザー向けのモバイルサイトを活用した販促の企画提案等も積極的に取り組んでおります。MSS社は設立以来、顧客と長年の良好な取引関係を確保しており、安定した受注状況にあります。また、業績も比較的安定し、黒字体質を維持しておりますが、さらなる業容拡大と既存事業の付加価値の向上を目指しております。

当社グループの主要事業の一つとして、インターネット調査を中心としたマーケティングリサーチ事業がありますが、MSS社と連携することにより、新たなマーケティングリサーチ手法の開発、他社との差別化による新規顧客の獲得、顧客基盤の拡大、サービスラインナップの充実による顧客満足度及び付加価値の向上、新規事業の創出の可能性など、双方にとって、様々なシナジー効果が期待できると認識いたしました。

このように、当社グループ全体の成長戦略に貢献すると判断したことから、当社は本取引によりMSS社を当社の完全子会社にするものといたしました。

本取引を機に、当社グループ及びMSS社で事業シナジーを創出し、当社グループ全体の収益性の向上を図り、さらなる業容拡大、事業拡大及び企業価値の最大化を目指してまいります。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、MSS社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。MSS社については、平成25年3月8日に開催の臨時株主総会において本株式交換の承認を受けた上で行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社バルクホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社マーケティング・システム・サービス (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	80
株式交換により発行する新株式数	普通株式：9,920株	

(注1) 株式の割当比率

MSS社の普通株式1株に対して、当社の普通株式80株を割当て交付します。ただし、本株式取得により当社が保有するMSS社の普通株式76株については、本株式交換による普通株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により9,920株を新株発行します。

その他の本株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社バルクホールディングス(以下「甲」という。)と株式会社マーケティング・システム・サービス(以下「乙」という。)とは、平成25年3月8日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

本契約の定めるところにより、甲および乙は、両者間で株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施する。

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

(商号)：株式会社バルクホールディングス
(住所)：東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号 朝日生命須長ビル

(2) 株式交換完全子会社：乙
(商号)：株式会社マーケティング・システム・サービス
(住所)：東京都千代田区一番町4番地4

第2条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主のうち甲を除く各株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計に80を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式80株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(資本金および資本準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および資本準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 金 2,198,560円
- (2) 増加する資本準備金の額 金 80,792,160円

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成25年3月31日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第5条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、平成25年3月8日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

2. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条(会社財産の管理)

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、甲または乙において会社法の定めに基づき簡易組織再編手續による合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為を行う場合を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行なう。

第7条(株式交換条件の変更および本契約の解除等)

本契約締結後、効力発生日に至までの間において、(1)天災地異その他の事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

2. 会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第8条(本契約の失効)

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議(但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。)がなされないうち、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁若しくは金融商品取

引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または、(3)前条各項の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金その他の賠償を相手方に請求できない(但し、相手方に故意または重過失がある場合を除く。)

第9条(租税公課)

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第10条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第12条(合意管轄)

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月8日

甲：
東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
朝日生命須長ビル
株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長 大竹 雅治

乙：
東京都千代田区一番町4番地4
株式会社マーケティング・システム・サービス
代表取締役社長 青木 慎博

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換における株式交換比率の算定に当たって、公正性と妥当性を確保するため、当社、MSS社から独立した第三者算定機関である小林憲司公認会計士事務所に株式交換比率の算定を依頼しました。小林憲司公認会計士事務所は、両者の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、MSS社の株式価値については、MSS社が非上場会社であることを考慮し、収益還元法と類似会社比較法を採用し、算定を行いました。当社の株式価値については平成25年3月6日を算定基準日とし、基準日の終値ならびに算定基準日までの直近1週間、1ヶ月間、3ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。この結果、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりになります。

会社名	株式会社バルクホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社マーケティング・システム・サービス (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	39.6~101.7

算定の経緯

当社は小林憲司公認会計士事務所から取得した株式交換比率算定書を慎重に検討し、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、双方協議の結果、本株式交換における株式交換比率について上記(3)の株式交換比率が妥当であると判断し、平成25年3月8日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、MSS社との間で株式交換契約書を締結いたしました。

算定機関との関係

小林憲司公認会計士事務所は、当社及びM S S社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社バルクホールディングス
本店の所在地	東京都中央区日本橋馬喰町2-2-6
代表者の氏名	代表取締役社長 大竹 雅治
資本金の額	610百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの管理・運営

以上